



消 防 第 8 9 2 号  
令 和 4 年 3 月 1 1 日

一般社団法人奈良県LPガス協会  
会長 松倉 真人 様

奈良県総務部知事公室  
消 防 救 急 課 長



住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による  
一酸化炭素中毒事故の防止について（依頼）

平素は、本県の液化石油ガスの保安行政に御理解、御協力いただきありがとうございます。

住宅塗装工事中における一酸化炭素中毒及びガス機器破損等の事故が、2017年から2021年の5年間に全国で54件発生しています。これを受け、経済産業省産業保安グループガス安全室長から国土交通省に対し、塗装工事事業者等に対する注意喚起を求める協力要請がありました。

住宅塗装工事において、養生のためビニールシート等で給気・排気部が閉塞された状態のままガス機器を使用することは一酸化炭素の発生、異常燃焼、爆発等につながり極めて危険です。過去には消費者が死亡した事例も発生しています。

つきましては、住宅塗装工事等を行う場合の消費設備の使用について、周知等の保安業務を適切に実施していただきますよう、貴協会員へ周知をお願いします。

※経済産業省ホームページ 住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2022/03/20220304-02.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/03/20220304-02.html)

奈良県総務部知事公室消防救急課保安係  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
TEL：0742-22-1101（内線2277）  
TEL：0742-27-5422（ダイヤルイン）  
FAX：0742-27-0090

